

3市共同資源化事業基本構想に関する説明会会議録

○日 時 平成26年11月15日(土) 午前10時～11時55分

○場 所 東大和市役所会議棟 第6・7会議室

○参加者 30名

○3市・組合出席者

区 分		出 席 者
組 織 市	小 平 市	市長、環境部長、ごみ減量対策課長
	東 大 和 市	市長、環境部長、ごみ対策課長
	武 蔵 村 山 市	副市長、廃棄物・下水道担当部長兼環境課長事務取扱
小平・村山・大和衛生組合		管理者、事務局長、計画課長、事務局参事、計画課主査

※小平市長と組合管理者は同一。

【会 議 内 容】

【村上事務局長】

おはようございます。定刻となりましたので、3市共同資源化事業基本構想に関する説明会を開催いたします。

本日は、小平市、東大和市、武蔵村山市と、小平・村山・大和衛生組合の4団体で進めております3市共同資源化事業基本構想を策定いたしましたので、内容につきましてご説明するものでございます。

お手元にパワーポイント用の説明資料、2点目として、パブリックコメントの区分ごとの集計表。一部反映・参考、その他の件数。3点目として、一部反映・参考とした質問と回答。4点目として、3市共同資源化事業基本構想の概要版を配付させていただきましたので、ご確認をよろしくお願いいたします。

それでは最初に、進行に当たり、連絡とお願いをさせていただきます。閉会は11時45分を予定しています。写真、ビデオの撮影はお断りさせていただきます。録音は特に制限いたしません。携帯電話の電源はお切りいただくか、マナーモードに設定をお願いいたします。説明後に質問等をお受けいたしますが、なるべく多くの方からいただくために、質問は簡潔にお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、出席者をご紹介します。東大和市の尾崎市長でございます。

【尾崎市長】

おはようございます。

【村上事務局長】

続きまして、小平市の小林市長でございます。

【小林市長】

おはようございます。

【村上事務局長】

小林市長は、組合の管理者も務めております。

続きまして、武蔵村山市の山崎副市長でございます。

【山崎副市長】

おはようございます。よろしく願いいたします。

【村上事務局長】

続きまして、4団体の担当部課長を紹介いたします。

東大和市の田口環境部長でございます。

【田口環境部長】

おはようございます。田口でございます。よろしく願いいたします。

【村上事務局長】

同じく、松本ごみ対策課長でございます。

【松本ごみ対策課長】

おはようございます。松本です。よろしく願いします。

【村上事務局長】

小平市の岡村環境部長でございます。

【岡村環境部長】

おはようございます。岡村です。どうぞよろしく願いいたします。

【村上事務局長】

同じく、細谷ごみ減量対策課長でございます。

【細谷ごみ減量対策課長】

おはようございます。細谷です。よろしく願いいたします。

【村上事務局長】

武蔵村山市の佐野廃棄物・下水道担当部長でございます。

【佐野廃棄物・下水道担当部長】

おはようございます。よろしくお願いいたします。

【村上事務局長】

佐野部長は、環境課長を兼ねております。

そして、私は、小平・村山・大和衛生組合事務局長の村上でございます。よろしくお願いいたします。

同じく、木村計画課長でございます。

【木村計画課長】

おはようございます。木村でございます。よろしくお願いいたします。

【村上事務局長】

同じく、片山事務局参事でございます。

【片山事務局参事】

片山です。よろしくお願いいたします。

【村上事務局長】

続きまして、各市の市長、組合管理者から皆様へご挨拶をさせていただきます。はじめに、東大和市の尾崎市長でございます。

【尾崎市長】

皆さん、おはようございます。尾崎でございます。

本日は、3市共同資源化事業基本構想の説明会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。3市共同資源化事業につきましては、将来のごみ焼却施設の更新を視野に入れ、ソフト面では廃棄物の減量施策や3市それぞれの資源化基準の統一、ハード面では、3市共同資源物処理施設の整備と粗大ごみ処理施設の更新を内容としているものであります。

本年3月、事業の全体像をまとめました3市共同資源化事業基本構想（案）を作成し、6月から7月にかけて、意見募集を行ったところ、多くの方々からご意見等をいただいたところであります。このたび、3市共同資源化事業基本構想がまとまりましたことから、本日、その内容をご報告させていただき、小平市、武蔵村山市、及び小平・村山・大和衛生組合と一体となって、引き続き市民の皆様と協議を重ねながら事業を進めてまいりたいと考えております。皆様におかれましては、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。本日はありがとうございます。

す。

【村上事務局長】

続きまして、小平市と衛生組合管理者の小林市長でございます。

【小林市長・衛生組合管理者】

皆さん、おはようございます。小平市長の小林でございます。また、小平・村山・大和衛生組合の管理者でもございます。どうぞよろしく申し上げます。

本日は、3市共同資源化事業基本構想の説明会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。最初に、今でございますが、東大和市の尾崎市長よりお話がありましたように、今回、説明をさせていただきます3市共同資源化事業基本構想は、平成33年度のごみ焼却施設の更新を視野に入れ、廃棄物の減量施策や3市の資源化基準の統一、3市共同資源物処理施設の新設、それと、粗大ごみ処理施設の更新を内容とする、3市共同資源化事業の全体像を示すものでございます。この基本構想に基づき、3市と小平・村山・大和衛生組合は、循環型社会の形成に向けた取り組みを共同で推進してまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

【村上事務局長】

続きまして、武蔵村山市の山崎副市長でございます。

【山崎副市長】

武蔵村山市副市長の山崎でございます。

本日はお忙しい中、3市共同資源化事業基本構想の説明会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。ただいま、尾崎市長、小平市長からもお話がございましたように、今後、私どもはこの基本構想に基づきまして、3市と小平・村山・大和衛生組合は、循環型社会の形成に向けた取り組みを共同で推進してまいりますので、何とぞご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

【村上事務局長】

それでは、3市共同資源化事業基本構想の説明を事務局からさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、準備に少しお時間をいただきたいと思っております。

【木村計画課長】

計画課長の木村でございます。それでは、プロジェクトの画面に沿ってご説明いたします。

まず、本日の説明内容でございます。1として基本構想策定の経緯、2としてパブリックコメントの集計表、3として主なパブリックコメントの内容、4として一部反映・参考とした質問と回答、5として基本構想案の修正内容、6として基本構想の内容、7として施設整備基本計画についてでございます。よろしくお願いいたします。

はじめに、基本構想策定の経緯でございます。(1)3市地域のごみや資源の処理でございますが、小平市、東大和市及び武蔵村山市の3市地域では、ごみの減量施策やごみの収集、リサイクルなどは市が行ない、燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみの処理は3市共同による小平・村山・大和衛生組合が行っています。

また、焼却した後の残さ、これは焼却灰ですが、これのエコセメント化や燃えないごみの最終処分、埋め立ては25市1町共同による東京たま広域資源循環組合がそれぞれ管理・運営を行っています。

次に、(2)資源化やごみ処理の方向ですが、ごみや資源の処理については、生産から流通、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない循環型社会に向けた、3R、発生抑制、再使用、再生利用を推進していくことが、社会的に求められています。

こうした中で、廃棄物の処理は、まず、できる限り廃棄物の発生や排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては環境への負荷の低減に配慮して、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行います。これを徹底したうえで、なお適正な循環的な利用が行われないものについては、適正な処分を確保することが基本となっています。

しかしながら、(3)3市地域における課題として、ごみや資源の処理・処分に必要不可欠な施設は、老朽化や処理能力の限界などの課題があります。

そこで、(4)基本構想の目的でございますが、3市及び組合が目指すべき将来の廃棄物処理事業について、その骨格を取りまとめるとともに、3市地域の望ましい循環型社会の形成に向けた、3市共同資源化事業の全体像を示すものとして策定いたしました。

(5)基本構想の策定までの経過でございますが、平成15年度から検討を進めておりました。それまでの経過を踏まえて、平成25年1月29日、小平市長、東大和市長、武蔵村山市長及び組合管理者により3市共同資源化事業に関する確認書を合意し、平成26年8月に説明会を開催するなど、3市の副市長、組合助役及び担当部長で構成する3市共同資源化事業推進本部において、基本構想の策定に取り組んでまいりました。具体的な経過は、基本構想策定経過のとおりです。

次に、パブリックコメントの集計についてでございます。住民説明や意見交換会などで、市民意見をいただきながら策定を進めてきましたが、成案とする前にパブリックコメントを行いました。その結果と修正内容についてご説明申し上げます。

パブリックコメントは、行政機関が政策の立案などを行おうとする際に、その案を公表し、この案に対して広く住民等から意見を募り、その意見を考慮して最終的な意思決定を行うものです。資料をご覧ください。いただいた意見等につきましては、A3番27ページの資料として取りまとめさせていただきました。本日は配布しておりませんが、意見、要望、質問、資料要求など様々な内容を含むものでありました。今回配布させていただきました資料は、説明のため、事務局等の解釈により内容を区分し、作成したものでございます。上段の表、パブリックコメントの区分ごとの集計でございますが、49名の方から意見等をいただきました。事業の進め方に関する内容と考えられる件数は54件、同様に施設の必要性が26件、施設の立地が24件、環境影響が24件、その他が51件の4分類、合計179件と捉えさせていただきました。下段の表、一部反映・参考・その他の件数でございますが、基本構想への一部反映が1件、事業を進めるうえでの参考とさせていただく内容15件でございます。以上が集計及び件数の内容でございます。

次に、主なパブリックコメントと回答についてご説明いたします。まず、事業の進め方に関する主な内容を5件説明させていただきます。1として周辺環境の変化や今日のリサイクル技術に見合った計画へ見直すべきではないか、2として市民に対する働きかけが不十分ではないか、3として民間委託している事業をなぜ公共事業とするのか、4として3市共同資源物処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設、ごみ焼却施設の3施設を合理的、総合的に検討して計画するべき、5としてごみ焼却施設の更新を先にすべき、でございます。これらについては施設の整備は喫緊の課題であり、早急に方向性を出さなければならないこと、事業については、今後特に地域住民の皆様への説明は地域連絡協議会等を中心に丁寧な説明を継続して行くこと、公設の理由として、行政が中・長期的に継続して安定的に責任を持って処理する必要があること、ごみ焼却施設については、3市共同資源化事業と連携して具体的計画を検討すること、3市共同資源物処理施設は、焼却するごみの量を減らすことを基本に建設するものであることなどを回答いたしました。

次に、施設の必要性について4件説明させていただきます。主なものは、1として資源物処理施設は不要ではないか、2として施設を3市共同とするのはなぜか、3として施設

をこんなに大規模構造にする必要があるのか、4として容リプラ及びペットボトルは、サーマルリサイクルでよいという内容でありました。

これらについては、3市と組合は、焼却するごみの減量を基本とし、プラスチック製容器包装及びペットボトルの資源化を行うこと、施設の建設は、資源化基準の統一及びこれに伴う3市と組合の協調した啓発等によりごみの減量を一層進めることができ、不燃・粗大ごみ処理施設及び焼却施設の更新において施設規模の縮小や建設費の縮減に効果があることなどを回答といたしました。

次に、施設の立地について3件説明させていただきます。1として現在の施設整備用地は建設場所に適していない、2としてごみ処理施設が集中している、3として交通渋滞が懸念されるでございました。これらにつきましては、整備用地は、現在、市有地として所有している、現状でリサイクルが行われている、3市の中間的な位置にあり、現在の焼却施設に近く連携が取りやすいなどのことから整備用地としたこと、交通対策として搬出入ルート分散化を図り、敷地内に車両の待機スペースを確保することを回答といたしました。

次に、環境影響に関する3件を説明させていただきます。1としてVOC対策は十分なのか、VOCとは、揮発性有機化合物で常温で気体の化学物質です。2として排出基準はどうするのか、3としてVOC等の詳細な測定方法が記載されていないでございました。これらについては、VOC対策は吸着方式と酸化分解方式を効果的に組み合わせた除去設備にて周辺環境に影響を与えない濃度とし、健康被害の恐れが無い施設とすること、VOC濃度の測定頻度、測定項目、公開方法については、施設周辺地域住民との協議のうえ定めることなどを回答といたしました。

次に、その他について3件のご説明をさせていただきます。1として容リプラやペットボトルは店頭回収等による民間処理のみで賄えないのか、容リプラは、プラスチック製容器包装ですが、例えば、卵のパックとかお弁当の容器などです。2としてコスト的にサーマルリサイクルが良いと思う、3としてごみ処理フローの全体像、3Rの目標を教えてくださいでございました。これらの回答として、今後も店頭回収等を促進していきますが、それにより行政回収の必要性がなくなることはないこと、3市と組合は、焼却するごみの減量を基本としていること、資源化を選択したのは、コスト比較によりその優位性からではなく、総合的に公益的な観点から行っていること、3Rの目標は今後検討することを回答といたしました。

次に、一部反映・参考とした質問について主のものをご説明いたします。パブリックコメントにつきましては、ご意見、要望、質問、資料要求等を内容とするご意見をいただいておりますが、事務局として179件の質問と捉えさせていただきました。その内、基本構想に一部反映させていただいた質問1件、参考とさせていただいた質問は15件でありました。反映させていただいた意見は、VOCの除去メカニズムを具体的に示してくださいとの意見であり、基本構想（案）に必要な修正を行いました。また、参考となる意見15件につきましては、資料を配布しておりますので後程ご覧ください。

これらのパブリックコメントの内容を踏まえまして、基本構想（案）の修正内容についてご説明いたします。修正内容は7点ございまして、このうち6点が字句訂正でございます。パブリックコメントを反映した1点については、画面にお示ししているとおり、VOCの分解メカニズムの解説文を挿入しました。基本構想（案）は、これを持って基本構想成案といたしました。

それでは、3市共同資源化事業基本構想の内容についてご説明いたします。

まず、はじめにでございますが、3市共同資源化事業基本構想は、平成33年度のごみの焼却施設の更新を視野に入れ、ソフト面では、廃棄物の減量施策や3市の資源化基準の統一、ハード面では、3市共同資源物処理施設の新設と粗大ごみ処理施設の更新を内容とする3市共同資源化事業の全体像を示すものです。今後、この構想に基づき、3市と組合は循環型社会の形成に向けた取組を、共同で推進していきます。

次に基本構想策定にあたってですが、まず基本構想策定の目的と基本方針をお示ししています。（1）基本構想策定の目的としましては、①3市共同資源化事業の枠組の明確化として、3市及び組合が目指すべき将来の廃棄物処理事業についてその骨格を取りまとめるとともに、3市地域の望ましい循環型社会の形成に向けた3市共同資源化事業の全体像を示すものでございます。②減量化・資源化施策の方向性の明示として、循環型社会の実現を目指し、廃棄物の減量化・資源化施策について3市地域共通の目標と、共同で実施する施策の方向を示すものでございます。③施設整備の基本的事項の取りまとめとして、ごみの資源化や処理・処分に必要不可欠な施設などについて、整備に向けた基本的事項をまとめています。

（2）基本方針につきましては、3市は、それぞれ策定している一般廃棄物処理基本計画の中で、共通して大量生産・大量消費・大量廃棄型社会から循環型社会への転換を目指すことを掲げています。本構想は、この基本的考え方を踏まえまして、①循環型社会の形

成推進として、廃棄物の適正な循環的利用や処分を行うためには、3市地域の広域的協調により、3R施策の一層の徹底を図り、ごみの減量化と循環的利用を推進します。②計画的な施設整備として、ごみ処理施設や資源化を行う施設は、廃棄物処理を安定的に実施するために必要不可欠な施設として一体的・総合的に検討します。③環境負荷の低減として、資源化を行う施設の整備やごみ処理施設の更新にあたっては、確立された最新技術の効果的導入を図るなど、総合的な環境負荷の低減を図ります。

次に、3市共同の資源化に向けてですが、3市共同の資源化に向けて3市共同資源化事業の共通施策として次の3つを掲げました。施策1は、3市共同による3R施策の推進でございます。循環型社会を目指して資源化基準の統一を図るとともに、3市地域が協調しごみ減量化施策の強化・拡充を図ります。

施策2は、安定した資源の循環的利用の促進でございます。新たに資源物処理施設を整備し、容リプラとペットボトルの安定的な資源化を推進します。

施策3は、ごみ処理施設の計画的更新でございます。3市地域のごみ処理システムを循環型社会にふさわしいシステムに変革するため、資源物処理施設と併せて粗大ごみ処理施設及びごみ焼却施設を一体的・総合的に検討し更新するための事務に着手します。

次に3R施策の推進ですが、3R施策の推進については(1)発生・排出抑制 としまして、3R施策のなかで、最も重視されるのはリデュースに係る施策でありまして、市民の消費行動がごみや環境に、より配慮したものに変わってゆくよう、環境学習機能を有する施設の整備や出前説明会等を実施する組織の検討を行います。

(2)事業系ごみ対策としまして、3市の各料金設定や徴収方法と排出量の実態による結果を相対的に検証し、より効果が得られるよう現在の制度等の見直しを検討します。

(3)資源化の推進としまして、①資源化基準の統一と、②集団・店頭回収の拡充を図ってまいります。容リプラとペットボトルの資源化を推進するとともに、ごみを含めた排出物の資源化基準については、3市で資源物処理施設の稼働時期を目途に統一を図ります。また、自治会や子ども会、PTA などへの積極的な啓発活動を進め、集団回収の実施団体の育成や組織の拡大、店頭回収拡充に向けた販売店との連携体制の強化などに向け、3市全域での連携により効果的な施策・事業を検討し実施します。

(4)自主的なごみ減量に対する支援といたしまして、ごみ問題や環境問題に関心を持ち、自らごみの減量を実践している市民やNPO等の団体も多くあります。これらの活動の広域的連携を図り、団体等への支援の充実と、活動の場の提供を検討します。

次に、今後のごみ処理の方向性でございます。今後のごみ処理の方向性としては、資源物処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設、ごみ焼却施設の整備について一体的・総合的に検討し、合理的な施設として計画的に整備し、発生するごみの適正処理の推進に努めることとします。ここに示しておりますフローのとおり、まず3市地域で資源化基準を統一し、資源物処理施設を整備します。その後、分別区分も統一したうえで将来のごみ量・ごみ質を予測し、不燃・粗大ごみ処理施設を整備します。最後に、これらの2施設の整備によるごみ量・ごみ質の変化を考慮したうえで、最適な処理能力を有したごみ焼却施設の整備を計画します。

次に3市共同資源物処理施設についてですが、3市共同の資源化に向けて、まず資源物処理施設を整備します。資源物処理施設の整備スケジュールは後段で示しますが、平成27年度から調査・計画に着手し、平成29～30年度で工事、平成31年度の稼働を目指して整備事業を進めていきます。

施設規模としては、容リプラ日量17トン、ペットボトル日量7トンの計24トンを設定しています。施設規模は、年間稼働日数を土日、祝日及び年末年始を除く240日とし、目標年度における平均搬入量と搬入量の月変動を考慮し設定しました。

整備用地は、3市と組合で確認している東大和市暫定リサイクル施設用地とします。

基本処理フローとしては、容リプラとペットボトルをそれぞれの受入ピットに貯留します。その後クレーンにより受入ホッパに投入し、破袋・除袋機により袋と内容物に分け、手選別コンベヤにて異物を除去した後に圧縮梱包します。また、破袋後の指定収集袋は異物として回収します。

プラザ機能は、施設周辺地域住民との調整を図りつつ、地域防災や地域交流の拠点としての機能等を備えた地域の利便につながる施設として、整備内容を検討し配置します。

次に、ごみの分別区分・収集方法の統一についてですが、3市共同資源化事業の推進に当たり、ごみの分別区分・収集方法の統一を図ります。(1)収集方式 では、より質の高い資源化を3市が一体として図っていくために、一致した方式の採用に向けた検討を継続いたします。

(2)資源物の分別区分では、現在、小平市と東大和市は資源化の品目ごとに分別収集し、武蔵村山市では容リプラとペットボトルを一緒に収集し、施設で選別する方式を採用しているところですが、今後は、容リプラとペットボトルは単独の区分とすることとします。

(3) 収集(回収)容器では、施設の稼働時期に合わせて、袋収集とすることとします。

(4) 収集運搬体制では、施設への搬入車両台数の平準化のために、3市全域を対象に地域ごとの実情を踏まえ、ごみ量が特定の日や曜日に集中しないように新たな地区割を検討します。

次にごみ処理施設の計画的更新ですが、ごみ処理施設を計画的に更新するため、不燃・粗大ごみ処理施設、ごみ焼却施設の更新について検討します。(1) 不燃・粗大ごみ処理施設につきましては、スケジュールとして資源物処理施設稼働の1年後の平成32年稼働を目指して整備する計画といたします。施設規模は資源物処理施設の稼働に伴うごみ処理量の予測結果により、現状の日量75トンから日量38トンに大幅に縮小できる見込みです。

施設整備用地は、3市と組合で確認している小平市清掃事務所用地とします。

基本処理フローについては、平成27年度に策定する(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設整備基本計画において定めることとします。

(2) ごみ焼却施設につきましては、検討事務への着手として資源物処理施設の整備及び不燃・粗大ごみ処理施設の更新事業と連携し、組合において今後の更新の方向を取りまとめた提案図書の作成に着手します。また、この提案図書に基づき、市民意見等を考慮しつつ組織市と組合の協議において施設の姿や機能、更新スケジュールを検討します。

整備用地の検討として、ごみ焼却施設の整備用地は組合用地を基本として検討します。また、搬入路の交通安全、搬入・搬出車両の円滑な走行の確保に向けた検討を行います。

次に両施設の事業スケジュールですが、資源物処理施設の整備事業は平成27年度に調査・計画に着手、生活環境影響調査を行うなど、平成29年2月までに工事発注に必要な調査・計画・発注手続きを全て完了し建設工事に着工します。施設の稼働時期は平成31年度を予定しております。なお、事業方式として、施設は公設、管理運営は長期包括運営委託方式を前提として事業スケジュールを策定しております。

不燃・粗大ごみ処理施設については、平成27年度に施設整備基本計画を策定し、平成28年度から生活環境影響調査や工事発注準備に取り掛かる予定です。施設の稼働時期は平成32年度当初を予定しております。

次に、3市共同資源物処理施設整備基本計画でございします。資源物処理施設の位置づけを整理しています。

この施設は、3市の将来にわたる廃棄物処理を安定的に実施するため、また、不燃・粗大ごみ処理施設の整備・更新、今後のごみ焼却施設の更新という喫緊の課題に取り組んで

いくために、3市のごみ処理の枠組みの中で重要な位置づけにあり、市民生活に必要不可欠な施設として3市が共同して整備を進める施設でございます。

次に、資源物処理施設の計画の概要でございます。施設のパスをお示ししていますが、東大和市桜が丘の工業地域、面積約4,300㎡の敷地に建築面積約2,500㎡、延べ床面積約4,900㎡、建物高さ約24mにて計画しております。構造は地上3階構造で、地下には容リプラピット、ペットボトルピットを配置する計画です。作業時間は月曜から金曜日の午前8時から午後5時を基本とします。敷地内の緑化に加えて屋上に約560㎡の緑化面積を確保します。

次に配置・動線計画ですが、3市共同資源物処理施設の全体配置図(案)でございます。搬入車両は、図面の左上部(北西)の出入り口から進入し、時計回りの一方通行の周回道路により、計量機のトラックスケールに向かいます。ここで、積載している資源の重量を計量し、図面右下の施設南東部プラットホーム入口から施設内に進入し、資源物を搬入、施設左側の出口扉から退出し、そのまま公道に出ます。

一方、搬出車両は搬入車両同様に図面の左上部、北西の出入り口から進入、直進し、搬出ヤード入口扉から施設に進入し、搬出ヤードで圧縮梱包された資源物を積み込み、右側の出口扉を出て、計量機のトラックスケールで計量後、施設の下側の周回道路を通り、公道にでます。図に示しているとおり、計量機の位置を建物の奥側としまして、敷地内に十分な車両の待機スペースを確保することにより、車両集中による公道待機の発生を防止し、一般車両の通行を阻害しないようにします。なお、搬入車両は1日当たり平均64台程度、搬出車両と合わせて敷地内に出入りする車両は1日当たり平均71台程度と予測しています。

次に、プラザ機能等です。再生工房や環境学習機能等のプラザ機能として、工房スペース、啓発展示スペース、自由スペース等を設け、市民が集い学べる機能を有し、環境に関する市民活動の拠点となる施設づくりを目指します。具体的な例を表にお示ししておりますが、市民団体が開催するフリーマーケットの場の提供や、リサイクル体験教室、講演会や各種イベントの開催の場等を考えております。

次に環境保全計画ですが、(1)公害防止基準等の設定では、施設の稼働に伴う環境負荷を低減するため、関係法令を順守するだけでなく、自主管理基準を設け、環境保全に努めます。

(2)環境保全対策としましては、設定した公害防止基準等を順守するため、水質対策、

騒音・振動対策、悪臭対策に万全を期します。また、VOC対策としては、吸着方式と酸化分解方式を効果的に組み合わせた除去設備を設置します。

次に建設・運営計画でございますが、(1)周辺環境対策として施設の建設にあたっては、住宅地近傍に建設することから、周辺環境と調和した施設整備に努めるものとします。また、環境負荷の低減、地球温暖化対策を行い、次のとおり周辺環境に配慮した施設計画を実施します。

敷地内緑化、屋上緑化として、緑化に加えてデザインに配慮することで、周辺環境に溶け込みやすい違和感のない清潔な施設とします。

自然エネルギーの活用として、敷地内や屋上及び壁面を活用し太陽光発電パネルを設置するなど、自然エネルギーの活用を図ります。

消費電力の低減として、施設に設置する各機器は可能な限り省電力型のものを採用し、また、大型の窓やトップライトを設けることにより積極的に自然光を取り入れ、施設内での電力消費を最小限とします。

操業に伴う騒音・振動・光害対策として、資源物の受入や資源物の選別・圧縮・梱包、搬出作業は全て施設内で行い、施設外への影響を防止するよう計画します。

臭気及びVOC対策として、施設内で発生する臭気やVOCは、施設内の気密性を保つとともに、施設内の空気を吸引することで、臭気やVOCの外部への漏洩や飛散を防止します。吸引した室内空気は、除去設備により処理し、周辺環境に影響のない濃度に分解・除去し、排気します。

搬入路対策として、搬入道路は整備用地に接する市道を利用しますが、幹線道路である桜街道からの搬入車両の進入は北側からに集中することのないよう、分散化を図ります。なお、具体的な周辺環境対策は、プラザ機能とともに、施設周辺地域住民との協議のうえ設定し、実施計画や実施設計に反映させることとします。

(2)財源計画ですが、施設の建設に係る概算建設費は、類似施設の施設規模トンあたりの平均単価及び環境対策経費を考慮し、1,320,000千円と設定しました。

以上で説明を終わります。ご清聴ありがとうございました。

【村上事務局長】

説明が終わりました。ここからご質問をお受けいたしますけれども、冒頭に申し上げましたとおり、なるべく多くの方から伺えますように、簡潔にお願いしたいと思います。また、お住まいの地域とお名前の後にご発言いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、ご質問等がある方はお手を挙げていただければと思います。

では、後ろの、はい。

【住民】

桜が丘に住んでいるものです。何点かあります。今、こちらのご説明があったところで見ると、6ページの3番のところ、私はそもそも3市共同化施設、その部分に関しては反対だという立場で質問をさせていただきたいと思います。

集中というところで、分散化していますよという部分なんです、私がそもそも反対をしますというのは、VOCというところの有機ガスに関しましては、集中というものが最も危険だというのが通説です。ここで分散化といっているのは、土地が分散ですよということであって、地域的な距離ということでは、ごみの焼却施設と桜が丘の施設というのは集中そのものだと思います。それは、今ちょっと事務局の方からペーパーを渡していただいたので、そちらのところを読んで、答えをいただきたいと思います。

それから次に、VOC対策ということで、下のほうに、対策しましたよということで書かれているのですが、こういうことで決してリスクはなくなるということであろうということも、そのペーパーのところでお話ししたいと思います。

コストの話ということで、次のページに書いてあるのですが、補助金だとか、そういうものが出るかということですね。そういうお話も基本にはあるのかもしれませんが、市民の健康を害するようなものを行政が進めてはいけないのではないかと強く思います。

7ページのところも、有機溶剤ということで、圧縮処理しているんですね。VOCの発生対策ということでは、抑えることができない。これは、化学者が誰もそんなことは言っていない、あるいは、厚生労働省で規制ができないというのは、VOCなんですね。種類が多過ぎて効きませんよというものが、今の現実だと思います。

そういうところで、11ページの右下になるのですが、3市共同資源物処理施設の処理経過の中で、容リとかペットボトルの圧縮という、こういう作業ですね。圧縮作業というのが最も有毒ガスを発生させる過程です。ですから、こういうものはやめてほしい。そういうふうに思います。

13ページ、「事業スケジュール(案)」ということで、上のほうの3市共同資源物処理施設ということで、26年度に地区計画の作成って何を言っているのかよくわからないので、この地区計画というのは何を言っているのか。それから、27年度当初から着工ですよということなんです、来年度の予算なんかが始まるからということで、市民の健康を

なおざりにして進めようというようなことではないんでしょうね。ということで、こういうスケジュールではなくて、私は一部反対という立場で、このところはしてほしいと思っております。

【村上事務局長】

済みません。多くの方からお聞きしたいもので、ちょっとここら辺で一回区切らせていただいてよろしいですか。

【住民】

じゃ、お配りしたペーパーのところを。「健康影響の恐れがあるとされ、中国での深刻な大気汚染発生の報道等を契機に、国民の関心が高まっている……」。

【村上事務局長】

済みません。今、ペーパーをお読みになっているのは、お配りになられたんですか。

【住民】

管理者の皆さんはお持ちです。

【村上事務局長】

はい。では、その分だけ最初から少し簡潔にお願いいたします。

【住民】

ちょっと上のところに、「健康影響の恐れがあるとされ、中国での深刻な大気汚染発生の報道等を契機に、国民の関心が高まっているPM2.5（微小粒子状物質）の主要な原因物質は、NO_x（窒素酸化物）、SO_x（硫黄酸化物）、VOC（揮発性有機化合物）」このVOCというのが、先ほどの質疑応答になっている有機化合物です。「PM（粒子状物質）の4つである。また、健康被害が届け出されている光化学オキシダントの原因物質はNO_x、VOCであり、共通している。このうち、NO_x、SO_x、PMについては、自動車排ガス規制等により大幅な低減が図られているが、平成24年度の全国の環境基準達成率は、PM2.5が40.5%、光化学オキシダントが0.3%と、極めて低く厳しい状況である。このような状況の中、既存の対策だけではさらなる改善が見込めないことから、新たな対策としてVOCの一種であるガソリンベーパー（ガソリンが蒸発して気化した蒸気）の発生抑制が必要である」。ということで、VOCというのが規制ができない。だから、未知なるものに対しても規制をしてくださいよと。

これは、11月13日に首都圏の9都県市という代表、知事、市長名で環境大臣と国土交通大臣に要請した文書です。VOCというのがいかなるものかというものなんです。

行政として見ていくということで、やっているんです。そういった立場で、VOCを発生させる圧縮、それを3市で集中するというのは、市民の健康を害する行為だと私は思いますので、ぜひ再検討していただきたいと思います。

【村上事務局長】

何点かご質問、あるいはご意見をいただきました。今日の3市共同資源化事業基本構想の説明会というところの制約がございますけれども、いただきました中で主にVOCの件、それから、地区計画はどういうものかという点を含めまして、こちらのほうから説明をいたします。

【片山事務局参事】

衛生組合の片山です。事務局として、全て答えられるかどうかわかりませんが、何点かメモしたものを回答させていただきます。

まず、VOCは分散処理がよくて、集中することが問題だとおっしゃったと思います。確かに集中することによって、発生する量がそこに集中することはございます。

【住民】

量じゃなくて、質なんです。VOCって、種類は何万種類っていうのがあるから、それが化学反応を起こしちゃうから、きつい有毒ガスが出ちゃうんだよと。それは誰も予見できていないんです。

【片山事務局参事】

ええ。確かに予見できていない部分があります。ただ、集中して、今ご説明申し上げました3市共同資源物処理施設につきましては、施設内で全て作業をします。それから、外気が常に内側に入ってくる。内側を負圧にして、外側に漏れにくい構造にする。それから、全国で初めて八王子市が導入した、光触媒を含めた、今、全国的に見て、活性炭もない施設も結構あると思います。その中で、これから検討いたしますけれども、活性炭プラス光触媒を効果的に組み合わせて処理をしていくということで、集中することによってより高度な処理ができるということで、負荷は低減されるものと考えています。

それから、VOC対策はいくらとってもリスクはゼロにはならないというお話でしたけれども、確かにそのとおりです。リスクゼロはあり得ません。ただ、そのリスクをいかに小さくしていくのか。そのためにも、このような施設が必要と我々は考えております。

それから、「地区計画」とおっしゃっていましたが、これは地域計画。字が小さくて恐縮でございます。「地域計画」と書いてございます。こういう施設をつくるときに、国

に対して、交付金を申請いたします。基本的には、交付対象額に対して3分の1の国民のお金、税金が交付金として交付されるわけです。その申請図書がこの地域計画ということになります。

それから、最後ですけれども、ガソリンの話がございました。今日は資料を持っていませんけれども、家庭内で使われているプラスチック製品、それから殺虫剤ですとか、ヘアカラーとか、そういうものから確かにVOCは出ていますが、一般的にはガソリンの給油時に漏れる揮発性の有機物、これがガソリンに由来するVOCだと思います。ただ、今、非常にVOCが強調されておりますけれども、我々のところから出る、一般大気濃度と変わらない程度に抑制する、こういうことは技術的に可能になっています。ただし、健康に害はないと言われているブタンであるとか、ペンタンであるとか、エタノール、こちらについてはどうしても家庭でご利用になっている物の中に含まれておりますし、特に発泡スチロールの中、発泡ということで膨らませておりますので、膨らます素材がそういうものでございますので、それを潰すときにその分が出てしまう。これはちょっと一般大気よりも現状では高くなるのかなというふうなデータがございます。

以上でございます。ガソリンの揮発性のVOCとは全く性格が異なるというふうに認識しております。

【村上事務局長】

済みません。最初にお断りいたしましたけれども、多くの方からご意見を伺いたいもので。ほかにございませんでしょうか。

【住民】

桜が丘2丁目に住んでいるものです。今、お話を聞かせていただきましたけれども、資源物処理施設について基本構想(案)、あるいは、今示されました基本構想と進んでいますが、そもそも昨年の1月8日に、小平市、武蔵村山市、東大和市、衛生組合の4団体で3市共同資源化事業に関する基本事項確認書というものを、4団体の長が署名押印した合意書があります。その中に、「資源物処理施設に関しては想定地周辺地域住民の理解を得ることを前提とし、協調して事業を推進する」ということが合意されています。それは皆さん、ご存じだと思います。

それで、「住民の理解が得られたと判断された後は、施設整備事業に着手する。」ということも書かれています。ということは、想定地周辺地域住民の理解は得られたと。もし得られたのだったら、その得られたよということをちょっとここで証明してもらいたいんで

す。得られていないで進めているとなると、これは昨年1月8日に合意した基本事項の内容とはちょっと違うんじゃないか。本来は進めちゃいけない事業だと思うんですけど、いかがでしょう。

まず、では想定地周辺地域住民の理解を得られたという証明をしていただきたいんですが。

【木村計画課長】

ただいまの1月8日の確認書の件でございます。この確認書に基づきまして、昨年2月と3月に説明会を開催させていただきました。その結果の報告ということで、同じく昨年の8月に説明会を開催させていただいておりますが、その中で、住民の理解が得られたとは言いがたいということで報告書をつくりまして、それをご説明させていただいております。ただ、そういう中でございますが、先ほどからもご説明させていただいておりますが、この施設というのは必要不可欠な施設であるということで、その際に3市の市長、それから組合管理者が出席いたしまして、皆様のほうに、建設を前提に進めさせていただきますと表明をさせていただいたところでございます。

ただ、そういう中ではありますけれども、地域住民の方は、特にご心配というところもあると思いますので、引き続き丁寧な説明に努めてご理解を賜るように努力していきたいと、このように考えています。

以上でございます。

【住民】

私はそういうことを言っているんじゃないなくて、昨年1月8日の合意事項ではっきり書いてあるわけですよ。要するに、想定地周辺地域住民の理解が得られることが条件だと。それが得られたら初めて事業を進めますよと書いてあるわけですよ。それはあなたたちが合意したんだから。それに沿ってないじゃないですか。必要だからといって、必要だからこういう計画を出したわけでしょう。それを8月に、必要だからって説明したから、次の合意文書に行ったなんていうのはちょっとおかしいでしょう。まず、昨年1月8日の基本事項で、その条件がクリアされていない以上、進められないんですよ。でも、実際にはその基本構想（案）をつくるために外部委託して何百万もお金を使っていますけれども、本来、これだってできないわけですよ。想定地周辺地域住民の理解を得られたって判断したら事業を進めると、ここにはっきり書いてあるんですから。だから、要は得られていないんでしょう？ 今の時点でも。その時点でも、今の時点でも、得られていないということ

でしょう。だから、事業は進められないんですよ。

以上です。

【小林市長・衛生組合管理者】

それでは、管理者の立場で。これは、地域住民の皆さんとのやりとりの中でも同じような質問が出て、私が同じように答えていますので。

我々は、一つは、3市の34万人を対象にした、広域的な、総合的な事業であるということをもまずご認識いただきたい。そういう上に立って今回の計画をして、もちろん想定地周辺の皆さんは、今もVOCの話とかがありましたように、非常に不安を感じておられるということは十分承知しております。

我々はこの事業を進めていくときに、何が何でも、もう何も反対も全部押し切ってやろうということではなくて、我々の基本姿勢としては、地元の皆さんの理解が得られるように努力はすると。努力をしていって、我々が最終的なよりどころとしているところは、やっぱり議会なんですね。法的な立場で、その決定、議員さんの判断にはいろいろと責任が伴いますから。ですから、我々の最終的な判断のよりどころというのは、議会の議決をもって、我々は執行機関でございますから、議会は議決機関です。ただ、議会と我々だけでやるということではなくて、そのために地元の皆さんとの綿密な打ち合わせをずっとやっているわけですよ。この前も小平でやりましたし、武蔵村山でもやりましたし、想定地はもう何回もやりましたよね。もちろん、反対はあります。心配はあります。中身はいろいろあります。絶対反対という方はおられるし、こういう問題をクリアすれば我々はいいと。心配していることがクリアされればいいと。やってもいいじゃないかという方もたしかおられましたね。だから、いろいろあるんです。

ですから、我々は、今日やっていることも、とにかく皆さんが心配されていることを一つ一つクリアして、最終的に皆さんが全部ご納得いただければいいけれども、全部が納得いただけなかったら前へ進めないということになると、この種の事業というのは、私のところの、小平には焼却施設があるんですよ。まだ反対がありますよ。何年経ったと思えます？ 武蔵野方式ってどなたかが言ったけど、武蔵野だってまだ反対があるんですよ。日野だって、ものすごい反対がある。じゃあ、全部事業をとめたらどうなりますか。ごみは毎日出る。それで、一方で、できるだけ資源化できるものは資源化していこうという大きな方針が出ているわけですよ。それも多分、皆さん、ここら辺は合意できると思うんですね。

だから、じゃあ反対だから、一人でも二人でも反対だからといったら、何も前へ進めなかったといったら、前へ進まない。じゃあ、我々は、だから……。

【住民】

私が質問しているのはそういう……。

【小平市長・衛生組合管理者】

私は、だからそういった最終的な、今、じゃあ何か示せと言われましたよね。何かこの賛成を得た。だから我々は……。

【住民】

書いてある。あなたたちがつくったんじゃないですか、それは。

【小平市長・衛生組合管理者】

いや、だから私はそれに反論なんかしていませんよ。そのとおりですよ。

【住民】

だから、そのとおり言ってくださいよ。

【小平市長・衛生組合管理者】

だから、言ったでしょう。

【住民】

示してくださいよ。

【小林市長・衛生組合管理者】

我々は、地元の説明を、とにかく理解を得られるまで努力していく。しかし、努力すると同時に我々は日々、毎日責任を負って仕事をしているわけですよ。日々出るごみとか、あるいは資源物を、できるだけ環境負荷の少ない社会にしていこうという。これは我々にとって責任がある。だから、一方で事業化は進めていきますと。だって、事業化を進めなかったら、例えばVOCの話とか、あるいは今、VOCは中で全部密閉をして一切外に出ることはありませんということを説明しているわけです。だから、そういうことで我々は努力する。皆さんの理解を得るために努力はしている。それで、最終的によりどころは、さっき言いましたように、この何百万使うの、何とかって言われた。我々は市民の代表である議会の了解を得て、議決を経てやっているわけです。我々の最終的なよりどころって、やっぱり議会なんですよ。

ですが、議会だけでやろうということではなくて、一方で、今日のようにこうやって話をして、そういう手続き論はいいんですが、できれば具体的に、いや、そういう手続き論

はいいから、じゃあ、何が心配なのか、何が解決されれば、我々は、何というんですかね、了解をしてもいいよというふうにできれば、個別具体的な形で言っただけだと、何か手続き論だけで言っていると、手続き論でいえば議会なんですよ。我々は市民の代表である議会に提案をして、議決機関の、その議決を経てやっているということでございます。

【住民】

今、議会どうのって言いますけれども、皆さん、なぜここにこう書いたんですか。想定地周辺地域住民の理解を得ることが前提だと。だから、今、実際には、その時点も含めて、想定地周辺地域住民の理解は得られていないんですね。それでいいんですね。

【村上事務局長】

今聞いていらっしゃる方で、あるいはその1月8日の文書を読んでいない方はわかりづらいたと思うんですけれども。「地域住民の理解を得ることを前提とし、協調して事業を推進する」と。こういうところの件ですよ。はい。なかなかこの前提という言葉なんですけど、私も一生懸命辞書を調べたり何かしましたけれども、こちらの4団体の考えとしては、確認書は地域住民の理解を得ることを目指し、協調して事業を推進することを述べているというふうに考えております。

前提にというのは、例えば、ちょっと話がそれちゃうかもしれないんですけど、結婚を前提に交際するという言葉がございますよね。結婚を前提として交際をすると。それは、結婚することを目指して交際を真剣にしていくということになりますので、市民の理解を得ることを前提とし、協調して事業を推進すると言っているわけですから、これはとにかく理解を得ることを目指して事業を推進していきますという意味が、1月8日の文章だと考えております。

【住民】

だから、理解を得られていないんですよ。

【小林市長・衛生組合管理者】

私たちは、理解を得るためにずっとやり続けますよ。今の小平の焼却場だって、私は今でも……。

【住民】

ここに書いてあることと違うじゃないですか。

【小林市長・衛生組合管理者】

いやいや。それは、どこの、こういう事業を進めるときに、それはみんな、地元の理解

を得るために努力してやっているんですよ。それを、よその事業はそういう明文化したかどうかわかりませんが、少なくとも私は日野の市長に聞いたら、日野が今、国分寺と小金井のごみを受け入れてものすごく反対に遭っていますよね。日野の市長、言っていましたよ。住民の理解をずっと得るために、これはもう施設ができてからも理解、できてからもいろいろ改革するところとか、改善することなので、やっぱりできた後にいろいろあるわけですよ。

我々は、この3市長は、とにかく地元の理解を得るためにずっとやって、かといって、例えば、全員が賛成しなかったら前へ進めなかったといたら、それはね、どんな事業だって……。だから、それは、どこをもって理解を得たのかということをもし言われるとするなら、我々は、市民の皆さんの代表である議会の議決を経て我々は予算執行する。我々だけで勝手にやっているわけじゃない。だから、合意文書も前提にやっているわけです。もし、あえて言えば、何をもって地元の理解を得たということを使うのかということであれば、やはり、市民の皆さんを代表している組合議会の、私は議決を経てやっているということですよ。

【村上事務局長】

ほかにご質問のある方、いらっしゃるでしょうか。

【住民】

ほかにはないので、長くなるかもしれませんが。まず、パブコメは組合事務局の方針でまとめたということで、このような、主なところはまとまっていますけれども、このまとまっている内容に関して、建設場所に適していないとか、現在は住宅地であるかということとは確かにありますが、それを細かく分けると、上位に入っているのは、建設場所に適していないということ。その中として、建設場所になぜ適さないかというのが、隣が特養であることというのの次に入っているのが、私はみんな数えたんですが、施設が集中しているということについて、小平市長が発言した去年の8月の説明会で、東大和には迷惑施設がないから応分負担だという発言をされました。それについての異議が8件あったんです。

そして、2点目としては、経緯の選定理由。これが多かったんですけど、経緯の選定理由は、なぜここが立地として選ばれたんだということは、一番最初に選んだそのときの理由を教えてくださいということなので、ここが3市の中間であって、焼却炉から近いからということではなく、平成15年、16年に、一番最初に、ごみゼロプランというものの

ところに、東大和の想定地が1カ所だけ出ている。それが決まった理由を教えてくださいと言っているもので、後からつけ加えたことを聞いているわけではありません。

そういうことについて、去年の8月の説明会で、ほかの候補地と比較検討されたことはないということと、東大和が迷惑施設を持つべきだという応分負担を入れて勘案したということが、去年の8月の会議録にもしっかり載っていることが、これだけ3市の市民に知らせるところの回答に1行も書かれていないということは、何か隠蔽しているということになりますね。ということがまず、何でもみんな、ここまで言及していることが書かれていないかということがまず1点。

それと、先ほどの基本事項。去年の1月に来た基本事項のときに、近隣住民の賛成を得られなければ進まないという話のほかに、3階建て構造を2階建て構造にするというふうに説明されたわけです。基本事項を説明するときの説明会で、2階建て構造にするとしたのに、それがいつの間にか、基本構想（案）になったときに、3階建て構造、8階相当に変わりました。この施設の規模が、どこの場で、誰が、いつどういうふうに、3階建て構造、8階相当に変更したのかを教えてくださいたいです。これはやっぱり基本事項でこれだけ、3市の市長や何かを確認しているものが、いつの間にかまたそのまま通っているということは、もう基本事項でやったことはぼろぼろで、何も守られていないということになりますので、何でもそういう変更をしたのか、3階建て構造、8階相当に変更したのかを教えてください。

この計画は、一番最初の6品目でどういうものを建設するかという報告書では、3階建て構造で、プラスチック処理は8階建て相当のピット方式にするという、今のものと変わらないものが6品目で提案されています。あえてそれを4団体が基本事項を締結して、2階建て構造にすると、市民を集めて説明したわけですから、2階建て構造が検討されていてしかるべきですから、どのような比較検討がされたのかもお願いします。

それと、もう一つ、49件分の一覧表がホームページや何かにアップされているんですが、その中で、市民への広報のアクションがあるべきだという質問に、ちゃんと回答、計何人集めて、計339人ですか、集めて説明会をしたという回答が、今、この皆さんには配られていませんが、49件中の33番の発言で、20ページの二つ目の回答にあるんですけど、これなんです、何件に回答したと、説明をしたと書かれていますが、説明会が行われたのは、行政が「集まってください」と、こういうふうに説明会を開いたわけではなく、心配になった市民たちが「お願いします」ということで、出前説明会を開いて

いただいたケースです。

そして、その説明でされたのは、ここに建つと決まったわけではないという説明がされたということが、23年1月の推進本部の会議録の4ページに、東大和環境部長、環境部参事が、これまでの説明会などで、あくまで想定地であって建設が決まったものではないという認識で話してきている事実もあるというふうに認めていますから、23年の1月ぐらまでの行政が行った説明では、地元の人たちに、ここに建つわけではないという説明が繰り返されていたということになっていますのに、その3市の市民に回答するときに、私たちは何人に、市民にこういうふうに説明会をしましたという功績だけ挙げています。違ったことが説明されていたということは、そういうところからは漏れています。

少しずつおかしなことを積み重ねて、積み重ねてここまで来ているので、先ほどの、なぜ基本事項が守られていないかというときに、前提というのは、結婚を前提にしておつき合いがだめになるということもあるという話でしたけど、それを言うんだったらば、一番最初の理事者合意で、こういう施設は公共性があるので、公共であることを前提とする。そうやって崩せたはずの前提があったものも崩さないでここまで進んできて、こういうときだけ、後から基本構想、また新たな事項を、合意を締結させましたというふうにやっていくのであれば、一番最初の前提として、公設でやるとか、前提としてこの土地を使ってやるとかということだって、今まで何回も見直されてきていいはずのものが見直されてこないで、こういうときにだけ都合よく「前提は」というのもおかしいと思います。

長くなりましたが、まず、パブコメで小平市長が発言している、迷惑施設を持つべきだという応分も入れて勘案したという話と、ほかの候補地と比較されてここが選ばれたわけじゃないというような答えが、なぜ3市の市民の回答欄に書かれていないのかという点と、基本事項で2階建て構造にするとした施設規模が、どこの場で、誰がいつ、どういうふうに3階建て構造に変更したのかを教えてください。

【村上事務局長】

それでは、順次、お答えをさせていただきたいと思います。

【松本ごみ対策課長】

東大和市の松本と申します。幾つかご質問いただきました。一番最初の、桜が丘2丁目のあの場所になぜつくるようになったかという、場所のお話なんですけど、この事業を始めるに当たりましては、できれば、理想としては、この3つの施設を衛生組合の敷地で行ければそれがよかったというお話になるんですけど、なかなか敷地スペースが限られている

ということと、今後求められますが、焼却施設というのは、どうしても熱回収をしようとするような施設なので、規模的にも大きくなるものがこれからつくられるという形になります。

したがって、結果として敷地がより必要だという話にはなるわけですが、そうしますと、じゃあ、3つの施設をそれぞれどこにつくるかという話の過程の中で、特に現在の市営の処理施設ですね。これについては、新たな地を求めることで土地の分散化を図る必要が出てきたというところでもあります。そうしますと、じゃ、新たな地をどこを求めるかとなりますと、こういう廃棄物処理施設というところになりますと、どこにでも住宅地にはつくれないというところの、まず第一前提の制約がございますので、工業地域等の場所を求めざるを得ないというところが実情です。

それと、そういった中で、新たにやっていないところでやるという選択肢もあるわけですが、当時、東大和市の桜が丘2丁目の122番地先が、現在もそうなのですが、市のリサイクル作業を行っている施設であったというところもございます。そういったところで、3市地域のところの廃棄物処理を円滑にするのがこの事業の目的でありますことから、桜が丘2丁目のところでというところで検討が進められてきたというところが事実でございます。

【住民】

はい。そこまでのところで、まだ二者合意に至る前の部分ですよね。その二者合意に至る前のところで、3市の間接処理であるからここがいいという意見は、どこの会議録にも残っておりません。

【松本ごみ対策課長】

きょう、皆さんいらっしゃいますので、なかなか全体の話は今ちょっとコンパクトにお答えする中で説明を加えたというところが正直なところでございます。そのような流れの中で、想定地ということで、これは一番最後の質問の話ともかぶってはくると思うんですが、そういう具体的な施設の検討をかつて行っていたというところで、想定地という言葉も出てきたところでもあります。

ただ、現実問題として、焼却炉の更新事業が平成33年度までにというところで具体化してきております。やはり、いつまでも延命化工事で引き延ばせる施設ではないのが焼却炉でございますので、そういったことから本格的な議論をもっと煮詰めるという過程の中で、そのような施設が立地として適している土地というところで選定したところで、現実

問題としては、今、東大和市が処理をしているあの場所も、老朽化等している。あと、処理施設の能力に限界があるというところから、桜が丘2丁目というところで現在、構想をつくってきたところです。

それとあと、2点目の建物の規模ですね。2階建てがここで3階建てに変わったというお話の部分ですが、昨年、2月の段階の説明会では、確かに地域住民の皆様に、まずは3市共同資源化事業というものの自体が、平成15年度から検討されているにもかかわらず、なかなか住民に行き届いていないという、一方では周知不足というような部分があったのが事実です。

したがいまして、そういったものをなるべく地域住民の方に、密接に影響してくる問題でございますので、なるべく早目に出す必要がある。そのときに、何もなくして皆さんにお話は当然できないわけです。したがいまして、あのかのときの2階建て工法の資料を当時、説明会でつくったわけですが、あれにつきましては八王子市も2品目施設というのが戸吹にございますので、それを参考に引用したというところで説明会を開催しています。

ただ、当時、あの説明会でもお話はさせていただいたんですが、あくまでも施設の姿や環境対策、これについては地域住民の皆さんと今後協議をさせていただくというところで説明をさせていただいています。その後、この工法案、構想が今回できまして、3階建ての高さ24メートルだという部分があるわけですから、ただ、これも一つの構想というところではお示しして今回説明はさせていただいていますが、今後、引き続きそこについては、施設の姿ですとか、環境対策は当然のことではありますが、地域住民の方と協議をしていくというところで現在進めております。

【住民】

それも、会議録を全部情報開示したんですけれども、いつ誰がということは出てきていません。今、松本さんのお話だと、まあ、八王子がそうだったから2階建てを書きましたと。で、2階建て構造にしますという。じゃあ、ほかの方は、まさか24メートルの8階相当のビットがついたものが最初から計画されているとは思っていませんから、皆さん、2階建てになるんだと思っている。そして、4団体の長がそろって、その基本事項のときに、2階建てにするということにサインしているわけですよ。そのサインしているものが、いつの間にか3階建て構造になってしまって、それについて情報公開かけても、どこで誰がやったかわからないという状況というのは、おかしいですよ。これだけ会議録に残って、みんな、あれで、ここに書いてある、そこに書いてある、議会で決議したというふう

に進んでいるのに、3階建てになったことも記録に残っていなければ、その東大和市に迷惑施設がないからということとか、そういうどこにもないようなことだけで押し進められている計画はおかしいんじゃないですか。何か民主主義からかなり外れていると思います。

【松本ごみ対策課長】

おっしゃるように、いつどこで誰が決めたか。そこについては、少なくとも言えることは当然あると思うんですね。それは、少なくとも3市と衛生組合で進めている事業なので、その4者間で合意がされて、今進めている。それは紛れもない事実だと思います。細かい部分で、情報開示の中で、出てきたか、出てこないかというところが私も今調べ切れていなくて大変申しわけないんですが、ただ、結論というか、現実問題としては、これは1市だけの事業ではないので、4者間の合意が得られて進んでいるというのは事実だと思っております。よろしくお願いします。

【住民】

よろしくお願いしますでも困ります。

認められるものじゃありませんので。

【村上事務局長】

ちょっと整理させてください。まず、ご質問の中にパブリックコメントの件がありましたので、それを答えさせていただくと、あと、3階構造、2階構造の話になっておりますけれども、今の構造がどうしてこういうふうに必要なかということについて、若干、簡潔に答えをさせていただきたいと思います。

【木村計画課長】

それでは、パブリックコメントのことでご質問がございましたので。先ほどもご説明をいたしました。本日、皆様のところにお示ししておりますが、説明用ということでまとめさせていただいております。限られた時間の中での説明ということもございまして、先ほど言われた細かいところですね、これは説明の中で申し上げましたが、A3版の27ページ分の資料ということで、これは既に公表はさせていただいております。ただ、きょうはそれを全てこちらへ持ってきて説明をするということはなかなか難しいところですので、まとめさせていただいたところですので、よろしくお願いいたします。

【住民】

それも、よろしくお願いしますでも、みんな、届いていません。

【木村計画課長】

ごめんなさい。ホームページで今のA3版の27ページ分の資料は見られますので、こちらのほうで……。

【住民】

じゃあ、そのところには、3市、説明をしたということに関しては、うそじゃないですから、その間に、東大和の想定地に建つと決まったわけではないと説明させていただいたとつけ加えてください。

【片山事務局参事】

高さが高いというご批判をいただいて、24メートルで今、提案させていただいています。松本課長がおっしゃるように、これから地域の方と相談しながら詰めていくというふうに考えてございますけれども、なぜ2階構造が3階構造になったのか。いつ、誰が、どこでという質問だと思います。

ここまで説明会、それから意見交換会をやらせていただいて、市民の方への公害対策への不安が非常に大きいということを確認しておりました。具体的には施設の関係ですので、私どもが中心になってやっております。コンサルタントにそういう情報を渡して、それでということではコンサルから返ってきたのが今の構造です。基本的にはそういう構造です。それを、3市共同でやっておりますので、4団体の会議にかけて承認をいただいたと。こういう手続きでやっております。

つまり、2階構想から3階構想にしたのは、機能面、特に環境対策、こちらをしっかりとやっていくためには、やはり当初6品目で考えていたような3階構想として、気密性を高めていくことが必要だったということでございます。

以上です。

【住民】

気密性を高めるということが……。

【村上事務局長】

申しわけございません。ちょっと、ほかの方の……、はい。今、手が挙がりましてので、よろしく願いいたします。

【住民】

桜が丘に住んでいるものです。さっき、市民と議会の前提の話がありましたが、私は、小平市長の答弁のとおりだと思っております。東大和市は、やっぱりトップが合意してき

た事業をやらないというふうに言ったわけです。そのときの議会の動きを見ましても、私は大変無責任な動きをしたとっております。その後、新しく市長になって、いつの説明会だったかわからないのですが、そのときに、中島町の方から、今まで積み上げてきたものがだめになったけれど、市長が新しくなったので、またこれからやっていくので、中島町としてもこれを進めていくことには協力するので、東大和市民の皆さんもご協力くださいというご挨拶、発言があったのを私は大変ありがたく思って聞きました。

その後で、こういうふうに進んで来て、やっぱり私は東大和市民として、自分たちのごみをどう処理していくかという大きな問題も含めつつ、地域住民の理解というのは、これは前提ではありますが、やっぱり今日もこちらの奈良橋だとか、高木だとかの方たちもたくさん見えています、自分たちのごみの行方を大変心配しております。ですから、それがきちっと行政として粛々と進めていただく。それは、やっぱり市民に健康被害が及ばないような形で進めていただくのが私は一番いいんだと思います。

そこで、一番ちょっと今日は気になったことなんですが、12ページの「ごみ焼却施設」のところ、「整備用地の検討」というところに「組合現有用地を基本として検討します」とあります。私は、これからの焼却施設の建てかえはあそこでやっていくものだと決定しているというふうに思っていたので、決定と書いてあるんだと思ったんですが、このまま、もし東大和市民が、市民が合意しなければ事が進まないというやり方をしていけば、中島町の方たちも、じゃあ、自分たちだって嫌なんだよと言い出したらば、これは決定ではないんですから、検討になるのでしょうか。

そのあたり、非常に私は、ごみの問題は自分たちがリスクを多少ずつでも負いながらやっていかなければいけない問題だと思っておりますので、ごみ焼却施設についてはどれくらいまで現有地の決定ができていますのか、お聞かせいただけたらありがたいと思います。

【片山事務局参事】

ありがたいお言葉をいただいたわけですが、今回、3市共同資源物処理施設、プラスチックの施設以外にも、焼却施設を視野に入れ、この構想をつくっていますよというお話をしています。視野に入れるのはどういうことかという、やはり施設をつくるに当たって前提事項を固めていく必要があるわけです。で、前提事項の一番大事なことは、ごみ量はどうなるのか、ごみ質はどうなるのか。それが一つと、もう一つは場所です。

今回、大きな判断をいただきまして、中島町の今ある土地に基本として施設を整備するという大きな一歩が出された。それから、3市共同資源化事業の明確化によって、特にプ

ラスチックの扱いは明確になった。ようやく具体的な焼却炉の検討が始まるところでございます。始めているところでございます。その上で、今、姿をお示ししていないので、「基本」という言い方をしているところでございます。あくまでも表現は「基本」でございますけど、現在の場所でどのような建てかえが可能なのか。これを検討しているという状況でございます。

以上です。

【住民】

今まで意見を聞かせていただきまして、ありがとうございます。

今の施設、想定地の近くにいるものです。一番問題なのは、前回、四、五年前に、今の想定地に建物を建てるということで、一応、参考見積もりまでいただきましたですね。そのときの予定価格が一応、25億。参考見積もりをとったら、7社中4社が辞退して、一番最低価格を出してきたのが33億。高いところは50億以上だったですね。その整合性もありますけれども、これを参考、もし見積もりをとった場合にどうなるかというのを比較してほしいんですね。要するに、6品目から2品目が変わったということについての、なぜそうなったか。スペックがあれば、スペックもお示しいただきたいと思います。

それと、私は近くに住んでいまして、今度、協議会を立ち上げていただいたのは非常に、小林市長がおっしゃるように、あくまでも議会でないと何事も議決できません。それで、我々はその協議会に参加しているのは代表として、要するにマンション管理組合の理事長とか、自治会長、近くの人。そこで納得している人はほとんどいません。それと、パブコメをご覧になってわかりますように、ほとんど、「ああ、いいですよ」と言うのはいないと思います。要するに、あそこが地域的に、用途地域としては工業地域ということであったんですけども、今は工場も倉庫も何もないんですよ。パチンコができた段階で。それで、工業地域だからというのは、都市計画法に非常に反することだと思います。

ですので、一応そういうことを考えると、何で今、要するに今までやってきて、民間に委託したのとコストを比較した場合に、十何億、13億2千万ですか。それをやったとしてもコスト的に、要するにごみの有料化によって、全体の2割は平均的に、今までやってきた自治体の2割はごみが減量化されたということなんですね。ところが、その減量化されたものの1割に満たない分を、廃プラ施設のために、何でこんな莫大な、要するに財政を圧迫するような資金を出さないといけないかということですね。

それは、地域住民は基本的には、絶対こんな環境をこれ以上悪くしてほしくないという

のがありまして反対なんです。絶対反対なんです。ところが、市民は皆さん、わかっていないと思うんですけれども、これを後年度負担をやっていかないといけないですよ。だから、少子高齢化に伴って社会保障とかその関係経費はどんどん膨らんでいきますよ。その財源を削ってでもそれをやるということがよくわからないんですがね。ですので、そこら辺はちゃんと比較検討した段階で、今、ごみの有料化によって一家庭当たり、東大和市では年間四、五千円の負担になると思いますけれども、そのごみの有料化の努力もしないでこういうのを俎上に上げること自体がそもそも間違っているんじゃないですか。

東京都市長会では、平成十五、六年度に、有料化をやりましょうということになっていますよね。ですので、そこら辺をよく比較してほしいということです。だから、計数的に出さないと誰も信用しないですよ。VOCの問題にしても、部長さんや、課長さんや、片山さん、一生懸命勉強されていますけれども、専門家がわからないというのを何でわかるんですか。そう自信を持って言えるんですか。それを含めて、ちゃんとやっぱり示してほしいと思うんです。

以上です。

【村上事務局長】

大部分、特に後半部分、ご意見として承りますけれども、この施設の費用の算出の仕方といたしますか、想定の仕方について簡単に説明をさせていただきます。

【片山事務局参事】

今、質問があったのは、以前にお出ししたときには33億から55億だったではないか。それが13億2,000万ということで大分低くなっていますよということが一つあると思います。それと、13億2,000万がどういう値なのかということが二つ目かなと思います。前は6品目ですね。全部言えるかな。プラスチック、ペットボトル……。

【住民】

6品目で25億でしたね。

比較が、25億と13億2,000万というのの比較。何でこんなに減ったのかということと……。

【片山事務局参事】

まず一つ目は、6品目が2品目になったということ。それから、13億2,000万につきましては、容器包装のリサイクル施設は全国に800強あるんですけど、同じような種類はないですね。例えば、プラスチックだけやってる、ペットボトルだけやってる、それ

から缶と瓶と一緒にやっているとかね。そういうバリエーションがありまして、近年、入手できる契約データが8件しかなかったものですから、その中から平均単価で計算をしている。1トン当たり幾らかかりますよという、これが平均単価なんですけれども、それを基本に、それから、環境対策費ということで2割増しということで示してございます。これは、現段階では基本計画、今お見せしましたとおり、全体のパーツはいっぱいありますけれども、構造を見ていただくとわかるんですが、各階平面図と断面図しかありません。こういう状況なので、詳細に金額を詰めていくことはできないので、そういうほかの事例からということでございます。

【住民】

以上ですけれども、もう一つだけ、要するに、リサイクルセンターについて調べてください。こんな0.5平米にも満たない敷地、しかも、周りに住宅がこんなにあるというところは、全国を見てもないと思います。それで、もしこんなところがあったら教えていただきたいです。私も相当調べましたけれども、全国のリサイクルセンターの8割以上は市街化調整区域なんですよ。だから、そこら辺を同じような立地条件で、こんなばかなことを考えるということがあったら、そこを参考にしてください。特に、杉並リサイクルセンターというのは、もう十二、三年で潰してしまいましたよね。ですから、それ以外にもしそういう想定、実際にやっているところがあれば、お示ししていただきたいと思います。

以上です。

【村上事務局長】

ご意見として伺います。

そろそろ時間が参りましたけど、あとお一人で、どなたか今までご質問になっていない方で、しかも簡潔にお願いしたいと思うんですが。

【住民】

私、一方通行なので、皆さんにほかの意見をということですね。

【村上事務局長】

ですから、どなたかお一人、お願いできますでしょうか。

【住民】

ほかの方は何度かやりとりさせていただいているので、私も、最初の答えに対しての再度質問を。

【村上事務局長】

それでは、簡潔に・・・、すいません、ちょっとやはり初めての方を優先させていただきたいと思います。

【住民】

すいません、奈良橋に住んでいるものです。今日のお話、もう何回か出席はさせていただいているんですけども、私たちは、今、桜が丘に予定されているその施設の近くには住んでおりません。でも、先ほど他の方も言いましたように、とてもこの行方に関しては心配しております。本当にね、大きな土地がいっぱいあればいいと思うんですけども、最初の15年の経過は私も知っておりますけども、こういう形になってきたということは、いろいろな話せないこともいっぱいあるんじゃないかなと思っています。

それで、先ほど中島町の話も出ましたけども、市の4組合さんと市のほうの方には、それぞれいっぱい努力をしていただいて、この施設というんですか、それが皆さんの、質問ではありません、よかったねという形で合意ができれば、奈良橋とか高木とか、そっこのほうの人たちも安心するんじゃないかと、何かうまく伝えられないんですけども、ちょっと気持ちを話させていただいて。ごめんなさい、質問じゃなくて申しわけないんですけど。

【村上事務局長】

質問だけではなくてご意見でも結構だと思います。はい、どうもありがとうございます。ちょっとお約束の時間が過ぎましたので。

【住民】

すいません。

【住民】

説明会になってないよ、それじゃ。

【村上事務局長】

いえいえ、なっていると思いますが。わかりました。では、最後にお一人、お願いいたします。簡潔によろしくお願いいたします。

【住民】

今年、桜が丘2丁目に引っ越してきたものです。

きょう初めてごみの関係の説明会に来ましたけれども、いろいろ話を聞いて、やはり皆さん、丁寧に住民の皆さんに説明するということがおっしゃっていらっしゃるんですけども、感じたことはやはり、もう強引に進められるような気がして心配しております。で

すので、住民の皆さんに意見を聞くということであればもう少し、さっき言われましたように、マンションの組合とかですね、そういうほんとうに近くにいる住民の皆さんに説明をする場を、やはりもうちょっと努力してやっていていただきたいと思っております。

以上です。

【村上事務局長】

ありがとうございました。

組合と3市のほうでも、組合の自治会、あるいは管理組合等、ご要望があればいつでも説明に伺うことを準備しておりますので、お声かけをいただければと思います。

また必要に応じてこういう機会をつくっていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

一応これで終了とさせていただきたいと思っております。本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。